

○ 日野市まちづくり条例施行規則

平成 17 年 月 日
規則第 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 市民まちづくり会議(第 6 条)
- 第 3 章 市民主体のまちづくり(第 7 条—第 33 条)
- 第 4 章 協働によるまちづくり(第 34 条—第 36 条)
- 第 5 章 都市計画によるまちづくり(第 37 条—第 40 条)
- 第 6 章 公聴会(第 41 条—第 47 条)
- 第 7 章 協調協議のまちづくり(第 48 条—第 82 条)
- 第 8 章 支援等(第 83 条—第 84 条)
- 第 9 章 補則(第 85 条—第 95 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日野市まちづくり条例(平成 17 年条例第 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則における用語の定義は、条例の例による。

(規則で定める市民等)

第 3 条 条例第 3 条(定義)第 1 号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に在勤又は在学する者
- (2) 市内の土地又は建築物について、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権を有する者

(規則で定める周辺住民等)

第 4 条 条例第 3 条第 8 号の規則で定める者は、市内の土地又は建築物について対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権を有する者をいう。

(周辺住民等の範囲)

第 5 条 第 3 条第 8 号の規則で定める範囲内の区域は、次に掲げる範囲とする。

- (1) 条例第 57 条第 1 項第 1 号、2 号、3 号および 4 号、に規定する開発事業にあつては、別表第 1 のとおりとする。
- (2) 条例第 57 条第 1 項第 5 号アに規定する開発事業にあつては、開発区域境から建築基準法に規定する当該建築物の最高高さの 2.0 倍の水平距離の範囲とする。

- (3) 条例第 57 条第 1 項第 5 号イおよび条例第 57 条第 1 項第 6 号に規定する開発事業にあっては、別表第 2 のとおりとする。
- (4) 条例第 57 条第 1 項第 7 号、条例第 57 条第 1 項第 10 号および条例第 57 条第 1 項第 11 号に規定する開発事業にあっては、別表第 3 のとおりとする。
- (5) 条例第 57 条第 1 項第 8 号および条例第 57 条第 1 項第 9 号に規定する開発事業にあっては、別表第 4 のとおりとする。
- 2 前項で定める区域は、条例第 57 条第 1 項第 6 号、7 号、8 号および 9 号に規定する開発事業にあっては、日野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第 2 条第 4 号に規定する範囲と比較し、広範囲の方とする。
- 3 前 2 項で定める範囲内に土地又は建築物およびその敷地の一部でもかかるものは、その土地又は建築物および敷地の全体を範囲内とみなす。

第 2 章 市民まちづくり会議

(まちづくり会議)

第 6 条 条例第 12 条(組織)第 1 項の規則で定める委員の人数は、5 人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 市民 2 人以内

(2) 識見を有する者 3 人以内

3 市長は、前項第 1 号に規定する市民等の選出に当たっては、その基準を公開するとともに、公平性、客観性及び透明性を確保するように努めなければならない。

第 3 章 市民主体のまちづくり

(地区まちづくり協議会に参加することができる利害関係者)

第 7 条 条例第 15 条(地区まちづくり計画)の規則で定める利害関係者は、まちづくり協議会が対象とする地区内の土地又は建築物について、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権を有する者とする。

(地区まちづくり準備会の認定申請)

第 8 条 条例第 16 条(地区まちづくり準備会)に規定する地区まちづくり準備会とは、次の各号のいずれにも該当し、市長の認定を受けたものをいう。

(1) 構成員が地区住民等で、3 人以上であること。

(2) 活動の目的及び方針が地区のまちづくりに有効であること。

2 前項の認定を受けようとする地区住民等は、まちづくり準備会申請書(様式第 1 号)に次の各号に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

(1) 対象地区を示す図面

(2) 構成員名簿

(地区まちづくり計画の対象面積)

第 9 条 条例第 17 条(地区まちづくり協議会の認定)第 1 項第 6 号の規則で定める面

積はおおむね 3,000 平方メートル以上とする。

(地区まちづくり協議会の認定申請)

第 10 条 条例第 17 条第 2 項に規定する申請は、まちづくり協議会認定申請書(様式第 2 号)により行わなければならない。

2 条例第 17 条第 2 項により規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 団体の規約
- (2) 団体の事業活動計画書
- (3) 団体の対象地区を示す図面
- (4) 団体の構成員名簿
- (5) その他市長が必要と認める図書

(地区まちづくり協議会の認定通知等)

第 11 条 条例第 17 条第 4 項に規定するまちづくり協議会の代表者への通知は、まちづくり協議会認定通知書(様式第 3 号)により行うものとする。

2 地区まちづくり協議会は、条例第 17 条第 2 項により提出した前条第 2 項の図書に変更が生じたときは、申請内容変更届出書(様式第 4 号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(地区まちづくり計画の案等の提案)

第 12 条 条例第 18 条(地区まちづくり計画の案の策定及び提案手続)第 2 項の規定による提案は、まちづくり計画(案)提案書(様式第 5 号)により行わなければならない。

2 条例第 18 条第 2 項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画書
- (2) 位置図
- (3) 区域図
- (4) その他市長が必要と認める図書

(地区まちづくり計画の案の周知方法)

第 13 条 条例第 19 条(地区まちづくり計画の決定手続)第 1 項の規定により市民等に周知させるために講ずる措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 市報への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) 条例第 96 条(まちづくり支援機関の設置)の規定により設置された機関の窓口への設置
- (4) まちづくり部都市計画課窓口への設置

(地区まちづくり計画の決定の周知方法)

第 14 条 条例第 19 条第 10 項の規定によりまちづくり計画の内容を周知させるために講ずる措置については、前条の規定を準用する。

(地区まちづくり計画等の変更)

第 15 条 条例第 19 条第 11 項の規則で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) まちづくり計画の名称の変更
- (2) まちづくり計画の位置、区域又は面積の変更であって、まちづくり計画に及ぼす影響が極めて少ないと市長が認めるもの
- (3) その他市長が前 2 号の変更と同程度であると認める変更

(地区まちづくり計画の都市計画への反映)

第 16 条 地区まちづくり協議会は、条例第 22 条(地区まちづくり計画に関する都市計画の決定等の提案手続との連携)の規定により条例第 47 条(都市計画の決定等の提案に関する手続)の手続を兼ねようとするときは、地区まちづくり計画の案を市長へ提案するに当たり、同条第 1 項に規定する都市計画提案書を併せて提出しなければならない。

(テーマ型まちづくり協議会の認定申請)

第 17 条 条例第 24 条(テーマ型まちづくり協議会の認定)第 2 項に規定する申請は、まちづくり協議会認定申請書(様式第 2 号)により行わなければならない。

2 条例第 24 条第 2 項により規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 団体の規約
- (2) 団体の事業活動計画書
- (3) 団体の対象地区を示す図面
- (4) 団体の構成員名簿
- (5) その他市長が必要と認める図書

(テーマ型まちづくり協議会の認定通知等)

第 18 条 条例第 24 条第 4 項、に規定テーマ型まちづくり協議会の代表者への通知は、まちづくり協議会認定通知書(様式第 2 号)により行うものとする。

2 テーマ型まちづくり協議会は、条例第 24 条第 2 項により提出した前条第 2 項の図書に変更が生じたときは、申請内容変更届出書(様式第 4 号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(テーマ型まちづくり計画の案等の提案)

第 19 条 条例第 25 条(テーマ型まちづくり計画の案の策定及び提案手続)第 2 項の規定による提案は、まちづくり計画(案)提案書(様式第 5 号)により行わなければならない。

2 条例第 25 条第 2 項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画書
- (2) 位置図
- (3) 区域図

(4) その他市長が必要と認める図書

(テーマ型まちづくり計画における利害関係者等)

第 20 条 条例第 25 条第 3 項の規則で定める利害関係者等は、当該土地利用の制限に係る区域内の土地又は建築物について、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権を有する者とする。

(テーマ型まちづくり計画の案の周知方法)

第 21 条 条例第 26 条(テーマ型まちづくり計画の決定手続)第 1 項の規定により市民等に周知させるために講ずる措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 市報への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) 条例第 96 条(まちづくり支援機関の設置)の規定により設置された機関の窓口への設置
- (4) まちづくり部都市計画課窓口への設置

(テーマ型まちづくり計画の決定の周知方法)

第 22 条 条例第 26 条第 10 項の規定によりまちづくり計画の内容を周知させるために講ずる措置については、前条の規定を準用する。

(テーマ型まちづくり計画等の変更)

第 23 条 条例第 26 条第 11 項の規則で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) まちづくり計画の名称の変更
- (2) まちづくり計画の位置、区域又は面積の変更であって、まちづくり計画に及ぼす影響が極めて少ないと市長が認めるもの
- (3) その他市長が前 2 号の変更と同程度であると認める変更

(農あるまちづくり協議会に参加することができる利害関係者)

第 24 条 条例第 29 条(農あるまちづくり計画)の規則で定める利害関係者は、農あるまちづくり協議会が対象とする地区内の土地又は建築物について、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権を有する者とする。

(農あるまちづくり準備会の認定申請)

第 25 条 条例第 30 条(農あるまちづくり準備会)に規定する農あるまちづくり準備会とは、次の各号のいずれにも該当し、市長の認定を受けたものをいう。

- (1) 構成員が農地所有者等で、3 人以上であること。
- (2) 活動の目的及び方針が地区のまちづくりに有効であること。

2 前項の認定を受けようとする農地所有者等は、まちづくり準備会申請書(様式 1 号)に次の各号に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 対象地区を示す図面
- (2) 構成員名簿

(農あるまちづくり計画の対象面積)

第 26 条 条例第 31 条(農あるまちづくり協議会の認定)第 1 項第 6 号の規則で定める面積はおおむね 3,000 平方メートル以上とする。

(農あるまちづくり協議会の認定申請)

第 27 条 条例第 31 条第 2 項に規定する申請は、まちづくり協議会認定申請書(様式第 2 号)により行わなければならない。

2 条例第 31 条第 2 項により規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 団体の規約
- (2) 団体の事業活動計画書
- (3) 団体の対象地区を示す図面
- (4) 団体の構成員名簿
- (5) その他市長が必要と認める図書

(農あるまちづくり協議会の認定通知等)

第 28 条 条例第 31 条第 4 項に規定する農あるまちづくり協議会の代表者への通知は、まちづくり協議会認定通知書(様式第 3 号)により行うものとする。

2 農あるまちづくり協議会は、条例第 31 条第 2 項により提出した前条第 2 項の図書に変更が生じたときは、申請内容変更届出書(様式第 4 号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(農あるまちづくり計画の案等の提案)

第 29 条 条例第 32 条(農あるまちづくり計画の案の策定及び提案手続)第 3 項の規定による提案は、まちづくり計画(案)提案書(様式第 5 号)により行わなければならない。

2 条例第 32 条第 3 項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画書
- (2) 位置図
- (3) 区域図
- (4) その他市長が必要と認める図書

(農あるまちづくり計画の案の周知方法)

第 30 条 条例第 33 条(農あるまちづくり計画の決定手続)第 1 項の規定により市民等に周知させるために講ずる措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 市報への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) 条例第 96 条(まちづくり支援機関の設置)の規定により設置された機関の窓口への設置
- (4) まちづくり部都市計画課窓口への設置

(農あるまちづくり計画の決定の周知方法)

第 31 条 条例第 33 条第 10 項の規定により農あるまちづくり計画の内容を周知させるために講ずる措置については，前条の規定を準用する。

(農あるまちづくり計画等の変更)

第 32 条 条例第 33 条第 11 項の規則で定める軽易な変更は，次に掲げるものとする。

- (1) まちづくり計画の名称の変更
- (2) まちづくり計画の位置，区域又は面積の変更であって，まちづくり計画に及ぼす影響が極めて少ないと市長が認めるもの
- (3) その他市長が前 2 号の変更と同程度であると認める変更

(農あるまちづくり計画の都市計画への反映)

第 33 条 農あるまちづくり協議会は，条例第 37 条(農あるまちづくり計画に関する都市計画の決定等の提案手続との連携)の規定により条例第 47 条(都市計画の決定等の提案に関する手続)の手続を兼ねようとするときは，農あるまちづくり計画の案を市長へ提案するに当たり，同条第 1 項に規定する都市計画提案書を併せて提出しなければならない。

第 4 章 協働によるまちづくり

(重点地区まちづくり協議会の構成員等)

第 34 条 条例第 40 条(重点地区まちづくり協議会)第 1 項の規則で定める者は，次に掲げる者とする。

- (1) 市民等
- (2) 識見を有する者
- (3) 重点地区内において開発事業を行う者
- (4) 市長が指名する市職員

2 重点地区まちづくり協議会の運営に関し必要な事項は，市長が別に定める。

(重点地区まちづくり計画の決定の周知方法)

第 35 条 条例第 41 条(重点地区まちづくり計画の策定等)第 6 項の規定により重点地区まちづくり計画の内容を周知させるために講ずる措置については，第 13 条の規定を準用する。

(重点地区まちづくり計画の変更)

第 36 条 条例第 41 条第 7 項の規則で定める軽易な変更については，第 15 条の規定を準用する。

第 5 章 都市計画によるまちづくり

(都市計画の決定等の提案に係る事前届出)

第 37 条 条例第 45 条(都市計画の決定等の提案に係る事前届出)第 1 項に規定する届出

は，都市計画提案検討届出書(様式第 6 号)により行わなければならない。

(都市計画提案書)

第 38 条 条例第 47 条(都市計画の決定等の提案に関する手続)第 1 項の規則で定める都市計画提案書は，様式第 7 号とし，同項の規定による提出に当たっては，次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 都市計画の素案(総括図，位置図及び計画書)
- (2) 法第 21 条の 2(都市計画の決定等の提案)第 3 項第 2 号の同意を得たことを証する書類
- (3) 関係図書(区域図，周辺関係図等)
- (4) まちづくりに関する施策等に適合する旨の検討書
- (5) 周辺環境に及ぼす影響及びその影響に対する対策に関する図書
- (6) 土地所有者等への説明経過書
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(都市計画決定等の提案の周知方法)

第 39 条 条例第 47 条第 2 項の規定により都市計画提案書の内容を周知させるために講ずる措置については，第 13 条の規定を準用する。

(規則で定める都市計画の決定又は変更)

第 40 条 条例第 49 条(都市計画の決定等の案の作成手続)第 5 項及び条例第 50 条(都市計画の決定等の手続等)第 6 項の規則で定める都市計画の決定又は変更は，次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画の名称の変更
- (2) 都市計画の部分的な変更及び境界変更に伴う区域の部分変更等で市長が認めるもの
- (3) その他市長が特に認めるもの

第 6 章 公聴会

(公告)

第 41 条 市長は，条例第 49 条第 4 項又は条例第 88 条(大規模開発事業に関する公聴会の開催と報告書の作成)第 1 項の規定により公聴会を開催するときは，開催日の 14 日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 公聴会の開催日時及び開催場所
- (2) 公述の申出をすることができる期間
- (3) その他公聴会の開催に関し必要な事項

2 市長は，条例第 49 条第 4 項の規定により公聴会を開催するときは，前項各号に掲げる事項に併せ，次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 都市計画の原案の種類及び名称
- (2) 都市計画の原案に係る土地の区域

- 3 市長は、条例第 88 条第 1 項の規定により公聴会を開催するときは、第 1 項各号に掲げる事項に併せ、条例第 84 条(土地利用構想の届出等)第 1 項に規定する土地利用構想の概要を公告するものとする。

(公述の申出)

- 第 42 条 公聴会に出席して意見を陳述しようとする市民等は、前条第 1 項第 2 号の期間内に、公聴会公述申出書(様式第 8 号)により市長に申し出なければならない。

(公述人、公述時間及び参考人)

- 第 43 条 市長は、公聴会の運営を円滑に行うため、前条の規定により公述の申出を行った者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)をあらかじめ選定するものとする。

- 2 市長は、公聴会の運営を円滑に行うために必要があると認めるときは、公述人が意見を述べる時間(以下「公述時間」という。)をあらかじめ定めることができる。

- 3 市長は、前 2 項の規定により、公述人を選定し、又は公述時間を定めたときは、あらかじめその旨を本人に通知しなければならない。

- 4 市長は、必要があると認めるときは、公聴会に参考人の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(公述意見の範囲)

- 第 44 条 公述人は、その公聴会において意見を聴こうとする都市計画の原案又は土地利用構想に関する事項の範囲を超えて発言してはならない。

(代理人等)

- 第 45 条 公述人は、あらかじめ市長の承認を得たときは、文書で意見を提示し、又は、代理人に意見を述べさせることができる。

(公聴会の議長)

- 第 46 条 公聴会の議長は、市職員のうちから市長が指名する者をもって充てるものとする。

- 2 公聴会は、議長が主宰する。

- 3 議長は、公述人の公述が公述時間を超えたとき、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、退出を命じることができる。

- 4 議長は、公聴会の秩序を維持し、その運営を円滑に行うために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

- 5 議長は、公述の内容を明らかにするために、公述人に対し質疑をすることができる。

- 6 議長は、前 3 項に規定するもののほか公聴会の運営を円滑に行うために必要な措置を講ずることができる。

(公聴会の記録)

第 47 条 市長は、公聴会を開催したときは、速やかに公聴会の記録を作成し、縦覧場所等を公告し、当該公告の日の翌日から起算して 14 日間公衆の縦覧に供するものとする。

第 7 章 協調協議のまちづくり

(周辺環境に配慮を要する建築物)

第 48 条 条例第 57 条第 1 項第 8 号の不特定多数の人が出入りする、周辺環境に配慮を要する建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 午前 9 時から午後 9 時までの間以外の時間に営業を行う小売店、飲食店、興行場
- (2) ゲームセンター等の遊戯場
- (3) 風俗施設
- (4) ビデオテープ等を貸し付ける業務を行う店舗
- (5) その他市長が認めるもの

(開発基本計画)

第 49 条 条例第 58 条(開発基本計画の届出等)第 1 項に規定する届出は、開発基本計画書(様式第 9 号)に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 開発事業区域図
- (2) 開発区域の案内図
- (3) 開発区域の現況図
- (4) 開発区域及びその周辺の状況を示す写真
- (5) 開発区域の公図の写し
- (6) 開発事業の概要を示した図書
- (7) その他市長が必要と認める図書

2 条例第 58 条第 3 項に規定する開発基本計画表示板は様式第 10 号とする。

3 条例第 58 条第 4 項に規定する届出は、開発基本計画表示板設置届(様式第 11 号)により行わなければならない。

(開発基本計画の説明等)

第 50 条 条例第 59 条(開発基本計画の説明等)第 3 項に規定する周知の方法は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 説明会案内資料投函
- (2) 説明会案内資料郵送
- (3) その他市長が認めるもの

2 条例第 59 条 7 項に規定する周辺住民等説明会実施報告書は、様式第 12 号とし、同項の規定による提出に当たっては、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 説明会配布資料
- (2) 説明会議事録
- (3) 周辺住民等配置図

(4) その他市長が認めるもの

3 事業者は、条例第 59 条 6 項に規定する説明を行った場合は、その内容を市長に報告しなければならない。

(開発事業事前協議申請書)

第 51 条 条例第 60 条(開発事業事前協議申請書の提出等)第 1 項に規定する事前協議申請書の提出は、様式第 13 号とし、同項の規定による提出に当たっては、別表第 5 に定める図書を添付しなければならない。

(事業計画案内板の設置)

第 52 条 条例第 60 条第 4 項に規定する事業計画案内板は、様式第 10 号とする。

2 条例第 60 条第 5 項に規定する届出は、事業計画案内板設置届(様式第 14 号)により行わなければならない。

(開発事業計画の説明)

第 53 条 事業者は条例第 60 条第 6 項に規定する説明を行った場合は、その内容を市長に報告しなければならない。

(開発事業に関する意見書)

第 54 条 条例第 62 条(開発事業に関する意見書の提出)に規定する意見書は、様式第 15 号とする。

(開発事業に関する見解書)

第 55 条 条例第 63 条(開発事業に関する見解書の提出)に規定する見解書は、様式第 16 号とする。

(調整会の開催請求)

第 56 条 条例第 64 条(開発事業調整会の開催請求)第 1 項及び第 2 項の規定により調整会の開催を請求するときは、調整会開催請求書(様式 17 号)を市長に提出するものとする。

(調整会の委員の選任)

第 57 条 条例第 65 条(開発事業調整会の開催等)第 1 項に規定する調整会の委員は、まちづくり会議の議長が第 6 条第 2 項第 2 号に規定する者のうちから選任するものとする。

(調整会の開催)

第 58 条 調整会委員は、条例第 65 条第 2 項の規定により調整会に周辺住民等、事業者、市長その他の関係人又はこれらの者の代理人(以下「関係人」という。)の出席を求めるときは、あらかじめ、調整会出席要請書(様式 18 号)により関係人に通知する

ものとする。

- 2 調整会委員は、調整会において口頭審理を行わないときは、その旨を関係人に通知する。

(調整会報告書の公開)

第 59 条 条例第 66 条(開発事業調整会報告書の公開等)第 1 項に規定する調整会報告書は、様式 19 号とする。

(指導書の交付)

第 60 条 条例第 67 条(指導書の作成及び交付)第 1 項に規定する指導書は、様式第 20 号とする。

- 2 条例第 68 条第 1 項の規則で定める期間内は、事前協議申請書が提出された日の翌日から起算して 60 日以内とする。ただし、条例第 62 条の意見書を送付した日から条例第 63 条の見解書が提出されるまでの期間及び条例第 65 条第 1 項の規定による要請のあった日から第 66 条の公開の開始日までの期間を除く。

(開発事業申請書等の提出)

第 61 条 条例第 68 条(開発事業申請書等の提出等)第 1 項に規定する開発事業申請書は、様式第 21 号とする。

- 2 条例第 68 条第 2 項に規定する指導書に対する見解書は、様式第 22 号とする。
- 3 開発事業申請書等の提出に当たっては、別表第 5 に定める図書を添付しなければならない。

(開発基準適合確認通知書等の交付)

第 62 条 条例第 70 条(開発基準の適合確認通知等)第 1 項に規定するまちづくり指導基準適合確認通知書は、様式第 23 号とし、開発事業計画補正指導書は、様式第 24 号とする。

- 2 条例第 70 条第 1 項の規則で定める期間内は、条例第 68 条第 3 項に規定する開発事業申請書等の提出があった日から、次に掲げる開発事業の区分に応じて、当該各号に定める期間内とする。ただし、条例第 72 条(開発事業の変更の申請等)第 1 項に規定する届出があった場合にあっては開発事業申請書等の提出があった日から当該届出があった日までの期間を除く。

(1) 条例第 84 条(土地利用構想の届出等)第 1 項の規定の適用を受ける開発事業 28 日以内

(2) 前号に該当しない開発事業 21 日以内

(開発事業に関する協定)

第 63 条 条例第 71 条(開発事業に関する協定)第 1 項の規定にする協定の締結は、協定書(様式第 25 号)によるものとする。

(開発事業に関する協定の変更)

第 64 条 条例第 71 条第 3 項の規則で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 公共施設及び公益施設の位置、形状及び規模のいずれにも変更を生じないもの
- (2) 公共施設及び公益施設の位置、形状及び規模の変更を生じるもので当該公共施設及び公益施設の機能に著しい支障が生じるおそれがないと市長が認めるもの

(開発事業変更申請書、開発事業変更協議書等)

第 65 条 条例第 72 条第 1 項に規定する開発事業の計画を変更する旨を記載した書面は、開発事業変更申請書(様式第 26 号)とし、同条第 2 項に規定する開発事業の計画の変更の内容等を記載した書面は、開発事業変更協議書(様式第 27 号)とする。

2 条例第 72 条第 1 項及び第 2 項の規則で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 周辺環境に与える影響が極めて少ないと市長が認めるもの
- (2) 公共施設及び公益施設の位置、形状及び規模並びに機能に及ぼす影響が極めて少ないと市長が認めるもの
- (3) その他市長が前各号の変更と同程度であると認める変更

(開発基準適合再確認通知書)

第 66 条 条例第 72 条第 2 項に規定する開発基準適合再確認通知書は、様式第 28 号とする。

(事業計画案内板の変更)

第 67 条 条例第 72 条第 3 項に規定する事業計画案内板の変更を行うに当たっては、変更箇所が新旧対照できるようにするものとする。

(工事着手届出書等)

第 68 条 条例第 74 条(工事着手の届出等)第 1 項の規定による届出は、開発事業工事着手届出書(様式第 29 号)により行わなければならない。

(工事施工中間報告書)

第 69 条 条例第 74 条(工事の着手の届出等)第 2 項に規定する工事施工中間報告書は、様式第 30 号とし、次に掲げる各号の書類を添付するものとする。

- (1) 実施工程表
- (2) 計画工程表
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(工事完了等の届出)

第 70 条 条例第 75 条(工事の完了、中断、又は廃止の届出等)第 1 項の規定による届出は、開発事業工事完了届出書(様式第 31 号)により行わなければならない。

2 条例第 75 条第 2 項の規定による届出は、開発事業工事(中断・廃止)届出書(様式第 32 号)により行わなければならない。

(工事の検査)

- 第 71 条 条例第 76 条(工事の検査等)第 1 項に規定する中間検査は、市長が必要と認める工事について行うものとし、事業者は、中間検査を受けるに当たっては、中間検査申出書(様式第 33 号)を市長に提出しなければならない。
- 2 事業者は、条例第 76 条第 1 項の規定による完了検査を受けるに当たっては、完了検査申出書(様式第 34 号)を市長に提出しなければならない。
- 3 条例第 76 条第 2 項に規定する完了検査適合通知書は、様式第 35 号とし、同項に規定する是正すべき内容を記載した通知書は、完了検査結果是正通知書(様式第 36 号)とする。

(公共施設及び公益施設の管理及び帰属に係る措置等)

- 第 72 条 事業者は、条例第 78 条(公共施設及び公益施設の管理及び帰属)第 1 項又は第 2 項の規定により市の管理に属し、又は市へ帰属する公共施設及び公益施設について、円滑な管理又は帰属を行うため、市長の指示に従い、当該施設の確定測量、境界石の埋設、境界図及び施設完成図の作成等を行わなければならない。
- 2 事業者は、開発事業に係る公共施設及び公益施設の設置又は管理にかしがあったときは、自らの責任と負担において補修を行わなければならない。
- 3 事業者は、市の管理に属さない、又は市へ帰属しない公共施設又は公益施設があるときは、当該施設の利用者等が適正な維持管理を行う旨の規約等を設け、市長に提出しなければならない。

(開発事業の手続の特例における説明)

- 第 73 条 事業者は条例第 80 条(開発事業の手続の特例)第 1 項に規定する説明を行った場合は、その内容を市長に報告しなければならない。

(開発事業の手続の特例の周知)

- 第 74 条 条例第 80 条第 1 項の周知の方法は次の各号に掲げるものとする。
- (1) 開発事業計画概要説明書(工事施工計画概要説明書、配置図の基本的な図面を含む)の投函
- (2) 開発事業計画概要説明書(工事施工計画概要説明書、配置図の基本的な図面を含む)の郵送

(開発事業の手続の特例申請)

- 第 75 条 条例第 80 条第 2 項の適用を受ける場合においては、その手続きにおいて本来提出すべき書類が不足する場合は当該書類を合わせて提出するものとする。
- 3 条例第 80 条第 3 項及び第 4 項に該当する開発事業の手続きに必要な添付書類その他事項については、各まちづくり計画の内容により別途定めるものとする。

(開発事業手続の特例通知)

第 76 条 条例第 80 条(開発事業の手続の特例)第 4 項に規定する通知は開発事業手続特例決定通知書(様式第 37 号)により行うものとする。

(開発事業手続台帳)

第 77 条 条例第 81 条(開発事業手続台帳の公開)に規定する開発事業手続台帳は、様式第 38 号とし、同条の規則で定める開発手続の状況は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第 59 条第 7 項の市民説明会実施報告書の提出
- (2) 条例第 70 条のまちづくり指導基準適合確認通知書及び開発事業計画補正指導書の交付
- (3) 条例第 71 条第 1 項の協定の締結
- (4) 条例第 72 条第 1 項の届出並びに同条第 2 項の変更の内容等を記載した書面の提出及びまちづくり指導基準適合再確認通知書の交付
- (5) 条例第 76 条第 2 項の完了検査適合通知書及び是正すべき内容を記載した通知書の交付
- (6) 条例第 82 条(大規模土地取引行為の届出)第 1 項の届出
- (7) 条例第 84 条(土地利用構想の届出)第 1 項の届出
- (8) 条例第 104 条(公表)第 1 項の公表
- (9) その他市長が必要と認める図書の提出、交付等

(大規模土地取引行為の届出)

第 78 条 条例第 82 条第 1 項の規定による届出は、大規模土地取引行為届出書(様式第 39 号)により行わなければならない。

(土地利用構想の届出)

第 79 条 条例第 84 条第 1 項の規定による届出は、大規模開発事業土地利用構想届出書(様式第 40 号)に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 開発区域の案内図
 - (2) 土地利用構想図
 - (3) 開発区域及びその周辺の状況を示す写真
 - (4) まちづくりに関する施策等との整合を検討した図書
 - (5) その他市長が必要と認める図書
- 2 開発区域が多摩丘陵自然公園区域の内外にわたる開発事業であって、当該開発区域の面積が 3,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のものについては、当該開発区域のうち多摩丘陵自然公園区域内に係る部分の面積が多摩丘陵自然公園区域外に係る部分の面積より大きい場合に限り、条例第 84 条第 1 項第 1 号に該当する開発事業とみなして、条例及びこの規則の規定を適用する。

(土地利用構想等の周知)

第 80 条 条例第 85 条(土地利用構想等の公開等)第 2 項の土地利用構想表示板は様式

第 41 号とする。

2 条例第 85 条 5 項に規定する周知の方法は、土地利用構想表示板に説明会の日時、場所を記載することによる。

3 条例第 85 条第 5 項に規定する特別の周知の方法は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 説明会案内資料投函
- (2) 説明会案内資料郵送
- (3) その他市長が認めるもの

(土地利用構想に係る説明会の報告)

第 81 条 条例第 85 条(土地利用構想等の公開等)第 6 項の規定による報告は、大規模開発事業の土地利用構想説明会結果報告書(様式第 42 号)により行わなければならない。

(大規模開発事業に関する意見書等)

第 82 条 条例第 86 条(大規模開発事業に関する意見書の提出)第 1 項の規定による意見書の提出は、大規模開発事業の土地利用構想に関する意見書(様式第 43 号)により行わなければならない。

2 条例第 87 条(大規模開発事業に関する意見書に対する見解書の提出)第 1 項の規定による見解書の提出は、大規模開発事業の土地利用構想に関する見解書(様式第 44 号)により行われなければならない。

3 条例第 89 条(土地利用構想に関する助言又は指導)第 1 項の規定による助言又は指導は、大規模開発事業の土地利用構想に関する助言・指導書(様式第 45 号)により行うものとする。

第 8 章 支援等

(支援)

第 83 条 条例第 93 条(まちづくりの支援等)第 1 項に規定する支援は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) まちづくりに関する専門家の派遣
- (2) まちづくりに関する情報の提供
- (3) 運営及び活動に要する費用の助成
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

2 条例第 93 条第 2 項及び第 3 項に規定する支援は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) まちづくりに関する専門家の派遣
- (2) まちづくりに関する情報の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

3 地区まちづくり準備会及び農あるまちづくり準備会に対する支援の期間は、2 年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、期間を延長することができる。

4 第 1 項及び第 2 項に規定する支援については、別に定めるところにより行うものとする。

(表彰)

第 84 条 条例第 95 条(表彰)に規定する表彰は次に掲げるものとする。

(1) 表彰の対象

ア まちづくりの推進に寄与した個人及び団体

イ 特にまちづくりの推進に寄与した事業者及び工事施工者

(2) 表彰

ア 受賞者には表彰状を授与する。

イ 前項アに規定する評価の結果は公表するものとする。

第 9 章 補則

(協議)

第 85 条 条例第 97 条第 1 項第 2 号で規定する事業については、別途協議を行うものとする。

(地位の承継の手續)

第 86 条 条例第 58 条第 1 項の規定による届出があった開発事業に係る事業者について、[条例第 98 条\(地位の承継\)](#)に規定する相続等の一般承継があったときは、相続人等は、開発事業地位承継報告書([様式第 48 号](#))を市長に提出しなければならない。

2 相続等の一般承継によらず、[条例第 68 条](#)の規定による申請があった開発事業に係る事業者の地位を承継しようとする者は、開発事業地位承継申請書([様式第 49 号](#))を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を開発事業地位承継(承認・不承認)通知書([様式第 50 号](#))により当該申請をした者に通知するものとする。

(報告の要請等)

第 87 条 市長は、[条例第 99 条\(報告\)](#)の規定により報告を求めるときは、報告要請書([様式第 51 号](#))により行うものとする。

2 前項の規定により報告を求められた者は、速やかに報告書([様式第 52 号](#))により市長に報告しなければならない。

(身分証明書)

第 88 条 条例第 100 条(立入検査等)第 2 項に規定する身分を示す証明書は、[様式第 53 号](#)とする。

(勧告)

第 89 条 条例第 101 条(工事の停止、中止等の勧告)に規定する勧告は、勧告書([様式第 54 号](#))により行うものとする。

(是正勧告)

第 90 条 条例第 102 条(開発事業申請書に係る是正勧告)に規定する是正勧告は、是正勧告書(様式第 55 号)により行うものとする。

(是正命令)

第 91 条 条例第 103 条(是正命令)に規定する是正命令は、是正命令書(様式第 54 号)により行うものとする。

(公表の方法)

第 92 条 条例第 104 条(公表)第 1 項に規定する公表は、市報及び市ホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第 104 条第 1 項の規定により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)
- (2) 事業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (3) 勧告又は命令の内容及び正当な理由がなく当該勧告又は命令に従わなかった旨
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(意見陳述の機会の付与)

第 93 条 条例第 104 条第 2 項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した公表通知書(様式第 55 号)により行うものとする。

- (1) 公表しようとする事実並びにその根拠となる条例及び規則の条項
- (2) 公表しようとする理由
- (3) 次項に規定する意見書の提出先及び提出期限
- (4) 口頭で意見を述べることを申し立てることができる旨

2 条例第 104 条第 2 項の規定による意見陳述は、当該公表に関する意見を記載した書面(次項において「意見書」という。)を市長に提出して行うものとする。この場合において、証拠書類等を提出することができる。

3 前項の規定にかかわらず、当該意見陳述人の申立てがあつたときは、意見書の提出とともに、市長は口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(高さ)

第 94 条 条例第 106 条に規定する高さは 25 メートルとする。ただし次の各号に掲げる建築物については、適用しない。

- (1) 地区計画等により建築物の高さの最高基準が定められている地区内の建築物
- (2) 施行日において高さが 25 メートルを超えている建築物の建替えにより建築する建築物であつて、当該建替え前の建築物の高さ以下であるもの

(委任)

第 95 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

この規則は，条例の施行の日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

開発区域の面積	周辺住民等
1,000 平方メートル未満	開発区域境界から 15 メートル
1,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満	開発区域境界から 20 メートル
3,000 平方メートル以上	開発区域境界から 25 メートル

別表第 2 (第 5 条関係)

開発区域の面積	周辺住民等
1,000 平方メートル未満	建物の基礎面から 15 メートル
1,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満	建物の基礎面から 20 メートル
3,000 平方メートル以上	建物の基礎面から 25 メートル

別表第 3 (第 5 条関係)

開発区域の面積	周辺住民等
1,000 平方メートル未満	開発区域境界から 50 メートル
1,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満	開発区域境界から 60 メートル
3,000 平方メートル以上	開発区域境界から 70 メートル

別表第 4 (第 5 条関係)

開発区域の面積	周辺住民等
1,000 平方メートル未満	開発区域境界から 30 メートル
1,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満	開発区域境界から 40 メートル
3,000 平方メートル以上	開発区域境界から 50 メートル

別表 5 (第 51 条 第 61 条)(開発行為)

№	申出図書の種類	内容	縮尺	部数		協議申請	事業申請
				正本	複写		
1	都市計画法第 32 条に基づく同意願	A4 版、様式 - 5 指導要綱の協議成立後に提出		1	9	×	○
2	都市計画法第 32 条に基づく協議願	A4 版、様式 - 6 - 1 指導要綱の協議成立後に提出		1	9	×	○
3	公共施設の管理者等に関する書類	A4 版、様式 - 6 - 2 指導要綱の協議成立後に提出		1	9	×	○
4	現況、周辺の写真			1		○	×
5	工事車両等通行経路と高低計画					○	×
6	土地登記簿謄本 (写)			1	9	○	×
7	委任状	A4 版、様式 - 9		1		○	○
8	印鑑証明書または印鑑登録証明書	事業者のみ 写し可				×	○
9	案内図	開発区域の場所を表示	1 / 2,500	2 着色	9	○	○
10	現況図	開発区域及び周囲の現況測量図、開発区域を表示	1 / 1,000 以上	1	9	○	○
11	公図の写し	法務局備付公図、周辺 50 m 以上を記入、開発区域を表示	1/500 又は 1/600	1 着色	9	○	○
12	土地利用計画図	公共施設の位置及び形状、敷地形状、植栽計画、擁壁の位置、道路の延長・幅員・勾配を表示	1/1,000 以上	4	9	○	○
13	公共施設の管理者に関する図面	従前の公共施設及び新たに設置される公共施設とその管理者を表示	1/1,000 以上	4	9	○	○
14	造成計画平面図	切土又は盛土する部分、擁壁の位置、道路の延長・幅員・勾配を表示	1/1,000 以上	1	9	○	○
15	造成計画断面図	切土又は盛土をする事前・事後の地盤を表示	1/1,000 以上	1	9	○	○
16	汚水並びに雨水の排水施設計画平面図	位置・種類・吐口の位置・放流経路・放流先の詳細等を表示、排出量及び浸透量の計算書	1/1,000 以上	1	9	○	○
17	給水施設計画平面図	位置・種類、取水及び受水方法、消火栓の位置、経路等を表示	1/1,000 以上	1	9	○	○
18	縦・横断面図、施設構造図	道路・汚水雨水排水施設・擁壁・その他の施設、寸法・材料の種類等を表示	1/50 以上	1	9	○	○
19	求積図	開発区域等全体の面積、区画面積、道路面積、その他の面積を表示	1/1,000 以上	1	9	○	○
20	公共用地境界確定図抄本の写し	事業区域内もしくは事業区域に隣接する道路、水路、その他の公共用地		1	9	○	○
21	その他市長が必要と認めたもの	仮換地指定図の写し (正本 1 部着色、複写 9 部) 周辺説明・話し合い報告書、その他		1	個別指示	○	○

(注) 正本は A4 ファイル左綴じにし、各図書の右側にインデックスを貼り、図書の種類を記入してください。複写は、関係課に配布し、市内部の調整用に使用するものです。A4 左ホッチキス止めにしてください。

別表 5 (第 51 条 第 61 条)(宅地造成規制等規正法)

№	申出図書の種類	内容	縮尺	部数		協議 申請	申請
				正本	複写		
1	現況、周辺の写真			1		○	×
2	工事車両運行経路と工事計画			1	9	○	×
3	土地登記簿			1	9	○	×
4	委任状	A4 版、様式 - 9		1		○	○
5	印鑑証明書または印鑑登録証明書					○	×
6	案内図	開発区域の場所を表示	1 / 2,500	2 着色	9	○	○
7	現況図	開発区域及び周囲の現況測量図、開発区域を表示	1 / 1,000 以上	1	9	○	○
8	公図の写し	法務局備付公図、周辺 50 m 以上を記入、開発区域を表示	1/500 又は 1/600	1 着色	9	○	○
9	土地利用計画図	公共施設の位置及び形状、敷地形状、植栽計画、擁壁の位置、道路の延長・幅員・勾配を表示	1/1,000 以上	4	9	○	○
10	造成計画平面図	切土又は盛土する部分、擁壁の位置、道路の延長・幅員・勾配を表示	1/1,000 以上	1	9	○	○
11	造成計画断面図	切土又は盛土をする事前・事後の地盤を表示	1/1,000 以上	1	9	○	○
12	汚水並びに雨水の排水施設計画平面図	位置・種類・吐口の位置・放流経路・放流先の詳細等を表示、排出量及び浸透量の計算書	1/1,000 以上	1	9	○	○
13	給水施設計画平面図	位置・種類、取水及び受水方法、消火栓の位置、経路等を表示	1/1,000 以上	1	9	○	○
14	縦・横断面図、施設構造図	道路・汚水雨水排水施設・擁壁・その他の施設、寸法・材料の種類等を表示	1/50 以上	1	9	○	○
15	求積図	開発区域等全体の面積、区画面積、道路面積、その他の面積を表示	1/1,000 以上	1	9	○	○
16	公共用地境界確定図抄本の写し	事業区域内もしくは事業区域に隣接する道路、水路、その他の公共用地		1	9	○	○
17	その他市長が必要と認めたもの	仮換地指定図の写し(正本 1 部着色、複写 9 部)、周辺説明・話し合い報告書、その他		1	個別 指示	○	○

(注) 正本は A4 ファイル左綴じにし、各図書の右側にインデックスを貼り、図書の種類を記入してください。

複写は、関係課に配布し、市内部の調整用に使用するものです。A4 左ホッチキス止めにしてください。

別表 5 (第 51 条 第 61 条 (中高層建築物、述べ床面積が 500 m²を超える
店舗等の建築物、有料老人ホーム及びこれに類する施設))

№	申出図書の種類	内容	縮尺	部数		協議 申請	事業 申請
				正本	複写		
1	現況、周辺の写真			1		○	×
2	工事車両運行経路と工事計画			1	9	○	×
3	土地登記簿			1	9	○	×
4	委任状	A4 版、様式 - 9		1		○	×
5	印鑑証明書または印鑑登録証明書					○	×
6	案内図	開発事業区域の場所を表示	1 / 2,500	2 着色	9	×	○
7	公図の写し	法務局備付公図、周辺 50 m 以上を記入、開発区域を表示	1/500 又は 1/600	1 着色	9	○	○
8	配置図	建物、植栽、公園、駐車場、駐輪場、ごみ置場、プロパン庫等を表示	1/1,000 以上	4	9	○	○
9	建物設計図	平面図、立面図、矩計図、基礎伏図、杭打詳細図	1/1,000 以上	4	9	○	○
10	冬至日における日影図及び日影時間図	日影対象建築物の場合に提出、冬至日における午前 8 時から午後 4 時までの建物日影を表示	1/1,000 以上	1	9	○	○
11	汚水並びに雨水の排水施設計画平面図	水質点検桝・放流経路・放流先の詳細等を表示、浄化槽詳細図、排出量及び浸透量の計算書	1/1,000 以上	1	9	○	○
12	給水施設計画平面図	位置、種類、取水及び受水方法、消火栓の位置、経路等を表示	1/1,000 以上	1	9	○	○
13	施設構造図	擁壁・汚水雨水排水施設・ごみ置場・機械式駐車(輪)場・その他の施設、寸法・材料の種類等を表示	1/50 以上	1	9	○	○
14	テレビ電波障害の事前調査報告書	総高 10m 以上の建築物の場合に提出、専門調査機関が行ったもの				○	○
15	求積図	敷地面積、その他の面積を表示	1/1,000 以上	1	9	○	○
16	公共用地境界確定図抄本の写し	事業区域内もしくは事業区域に隣接する道路、水路、その他の公共用地		1	9	○	○
17	福祉環境整備要綱整備項目チェックリスト	分譲住宅事業については提出不要				○	○
18	その他市長が必要と認めたもの	仮換地指定図の写し(正本 1 部着色、複写 9 部) 周辺説明・話し合い報告書、その他		1	個別 指示	○	○

(注) 正本は A4 ファイル左綴じにし、各図書の右側にインデックスを貼り、図書の種類を記入してください。
複写は、関係課に配布し、市内部の調整用に使用するものです。A4 左ホッチキス止めにしてください。

別表5 (第51条 第61条)(中高層を除く8個以上の(集合)住宅建築物)

№	申出図書の種類	内容	縮尺	部数		協議申請	事業申請
				正本	複写		
1	現況、周辺の写真			1		○	×
2	工事車両運行経路と工事計画			1	9	○	×
3	土地登記簿			1	9	○	×
4	委任状	A4版、様式-9		1		○	×
5	印鑑証明書または印鑑登録証明書					○	×
8	案内図	開発事業区域の場所を表示	1/2,500	2 着色	9	×	○
9	公図の写し	法務局備付公図、周辺50m以上を記入、開発区域を表示	1/500又は1/600	1 着色	9	○	○
10	配置図	建物、植栽、公園、駐車場、駐輪場、ごみ置場、プロパン庫等を表示	1/1,000以上	4	9	○	○
11	建物設計図	平面図、立面図、矩計図、基礎伏図、杭打詳細図	1/1,000以上	4	9	○	○
12	冬至日における日影図及び日影時間図	日影対象建築物の場合に提出、冬至日における午前8時から午後4時までの建物日影を表示	1/1,000以上	1	9	○	○
13	汚水並びに雨水の排水施設計画平面図	水質点検桝・放流経路・放流先の詳細等を表示、浄化槽詳細図、排出量及び浸透量の計算書	1/1,000以上	1	9	○	○
14	給水施設計画平面図	位置、種類、取水及び受水方法、消火栓の位置、経路等を表示	1/1,000以上	1	9	○	○
15	施設構造図	擁壁・汚水雨水排水施設・ごみ置場・機械式駐車(輪)場・その他の施設、寸法・材料の種類等を表示	1/50以上	1	9	○	○
16	テレビ電波障害の事前調査報告書	総高10m以上の建築物の場合に提出、専門調査機関が行ったもの				○	○
17	求積図	敷地面積、その他の面積を表示	1/1,000以上	1	9	○	○
18	公共用地境界確定図抄本の写し	事業区域内もしくは事業区域に隣接する道路、水路、その他の公共用地		1	9	○	○
19	福祉環境整備要綱整備項目チェックリスト	分譲住宅事業については提出不要				○	○
20	その他市長が必要と認めたもの	仮換地指定図の写し(正本1部着色、複写9部)、周辺説明・話し合い報告書、その他		1	個別指示	○	○

(注) 正本はA4ファイル左綴じにし、各図書の右側にインデックスを貼り、図書の種類を記入してください。

複写は、関係課に配布し、市内部の調整用に使用するものです。A4左ホッチキス止めにしてください。

別表(第51条 第61条)(道路位置指定)

№	申出図書の種類	内容	縮尺	部数		協議申請	事業申請
				正本	複写		
1	現況、周辺の写真			1		○	×
2	工事車両運行経路と工事計画			1	9	○	×
3	土地登記簿			1	9	○	×
4	委任状	A4版、様式 - 9		1		○	×
	印鑑証明書または印鑑登録証明書					○	×
5	道路位置指定申請図	特定行政庁日野市所定の様式		1	9	○	×
6	案内図	開発事業区域の場所を表示	1/2,500	2 着色	9	○	×
7	公図の写し	法務局備付公図、周辺50m以上を記入、開発区域を表示	1/500又は 1/600	1 着色	9	○	○
8	土地利用計画図	公共施設の位置及び形状、敷地形状、植栽計画、擁壁の位置、道路の延長・幅員・勾配を表示	1/300 以上	4	9	×	○
9	造成計画平面図	切土又は盛土する部分、擁壁の位置、道路の延長・幅員・勾配を表示	1/1,000 以上	1	9	○	○
10	造成計画断面図	切土又は盛土をする事前・事後の地盤を表示	1/1,000 以上	1	9	○	○
11	汚水並びに雨水の排水施設計画平面図	位置・種類・吐口の位置・放流経路・放流先の詳細等を表示、排出量及び浸透量の計算書	1/300 以上	1	9	○	○
12	給水施設計画平面図	位置、種類、取水及び受水方法、消火栓の位置、経路等を表示	1/300 以上	1	9	○	○
13	縦・横断図、施設構造図	道路・汚水雨水排水施設・擁壁・その他の施設、寸法・材料の種類等を表示	1/50 以上	1	9	○	○
14	求積図	開発事業区域等全体の面積、区画面積、道路面積、その他の面積を表示	1/300 以上	1	9	○	○
15	公共用地境界確定図抄本の写し	事業区域内もしくは事業区域に隣接する道路、水路、その他の公共用地		1	9	○	○
16	その他市長が必要と認めたもの	仮換地指定図の写し(正本1部着色、複写9部)、周辺説明・話し合い報告書、その他		1	個別指示	○	○

(注) 正本はA4ファイル左綴じにし、各図書の右側にインデックスを貼り、図書の種類を記入してください。
複写は、関係課に配布し、市内部の調整用に使用するものです。A4左ホッチキス止めにしてください。